

使用開始日  
2023年11月24日



## シュローダー・サステナブル・ 世界株ファンド (限定為替ヘッジ／為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／株式

ファンド	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
「限定為替ヘッジ」	追加型	内外	株式	その他資産(投資信託証券※1)	年1回	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(限定ヘッジ)
「為替ヘッジなし」								なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式 一般」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「シュローダー・サステナブル・世界株ファンド(限定為替ヘッジ)」、「シュローダー・サステナブル・世界株ファンド(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2023年1月20日に関東財務局長に提出しており、2023年2月5日にその効力が生じております。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

### アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号  
設立年月日:1985年7月1日  
資本金:20億円(2023年8月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:18兆547億円  
(2023年8月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

### みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、シュローダー・サステナブル・世界株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、世界の株式\*に実質的に投資を行い、長期的な値上がり益の獲得をめざして積極的な運用を行います。

\*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。

●マザーファンドを通じて、各ファンドは主としてルクセンブルク籍外国投資法人「シュローダー・インターナショナル・セレクションファンドーグローバル・サステナブル・グロース IZクラス」米ドル建投資証券(以下「グローバル・サステナブル・グロース・ファンド」といいます。)に実質的な投資を行います。

●補助的な位置付けとして、短期米ドル建債券などを主要投資対象とする上場投資信託証券(以下「短期米ドル債ETF」といいます。)にも、マザーファンドを通じた実質的な投資を行います。

※ 短期米ドル債ETFについては、規模、流動性、信用リスク、追従するベンチマーク指数の差異などを総合的に判断して、銘柄を決定します。

※ 各ファンドが実質的に投資するグローバル・サステナブル・グロース・ファンドが存続しないこととなる場合は、委託会社は受託会社と合意の上、マザーファンドおよび各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。

●グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの純資産額のうち、ESGを主要な要素として選定する銘柄への投資額(時価ベース)の比率について90%以上を目標とします。

●マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。したがって、グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの実質組入比率も高位となります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

<ファンドの名称について>

各ファンドの略称としてそれぞれ以下のとおり記載する場合があります。

正式名称	略 称
シュローダー・サステナブル・世界株ファンド(限定為替ヘッジ)	「限定為替ヘッジ」
シュローダー・サステナブル・世界株ファンド(為替ヘッジなし)	「為替ヘッジなし」

◆上記各ファンドを総称して「シュローダー・サステナブル・世界株ファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 2 グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの運用は、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが行います。

### ■ シュローダー社について

- シュローダー社は、英国ロンドンに本社を置く英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 1804年の創業以来、200年以上にわたり年金基金から機関投資家、個人投資家まで、世界の投資家に幅広い資産運用サービスを提供しています。
- ESG投資においては、20年以上にわたり先進的な取り組みを実践しています。

出所:シュローダー社の情報をもとに委託会社作成

※シュローダー社とは、シュローダー plcおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。

## 3 グローバル・サステナブル・グロース・ファンドは、銘柄選定にあたり、シュローダー社独自の評価ツールであるサステナブル評価フレームワークを活用して、企業の持続的な成長が期待されるサステナブルな銘柄を厳選して投資を行います。

- シュローダー社が有する世界各地のアナリストのネットワークとグローバル株式チームの専門的リサーチを活用し、長期成長力・サステナビリティなどの観点から投資対象銘柄を発掘します。
- ポートフォリオ構築において、銘柄の投資配分決定ではバリュエーションや流動性、サステナビリティ要素、リスク評価等も考慮して決定します。
- サステナブルな企業成長を促すため、投資対象企業とは建設的な対話であるエンゲージメントを継続的に行います。
- 環境や社会などに望ましくないと判断される企業は投資対象から除外します。



# ファンドの目的・特色

4 「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」から、お客さまの投資ニーズに合わせて選択できます。なお、「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」の間でスイッチングが可能です。

●「限定為替ヘッジ」

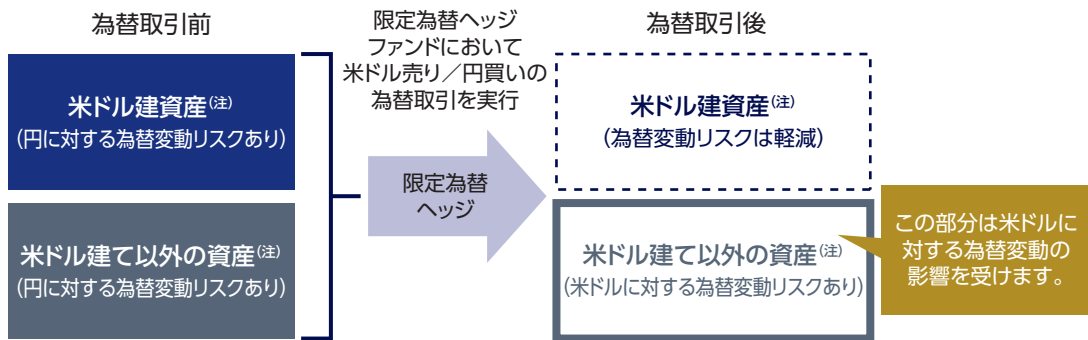
実質的な組入外貨建資産については、原則として米ドル売り／円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの一部低減をめざします。この為替取引により、グローバル・サステナブル・グロース・ファンドおよび短期米ドル債ETFが保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動リスクを有します。したがって、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドルの金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

●「為替ヘッジなし」

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。このため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。スイッチング時には、税金、購入時手数料がかかる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

### <限定為替ヘッジによる為替変動リスク軽減のイメージ図>

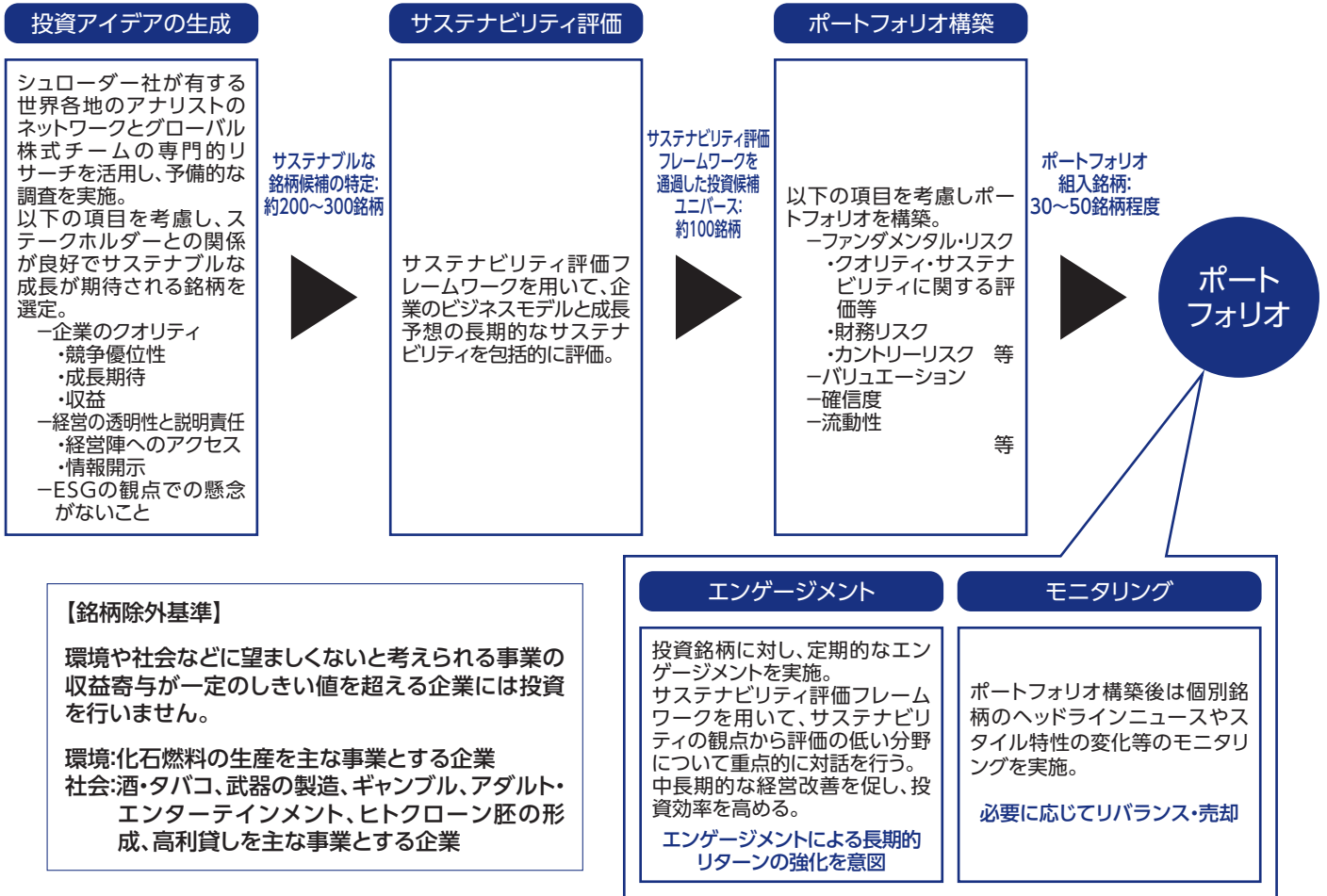


(注) マザーファンドが投資するグローバル・サステナブル・グロース・ファンドおよび短期米ドル債ETFを通じて実質的に投資している資産



# ファンドの目的・特色

## グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの運用プロセス



※運用プロセスは、2023年8月末時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。  
 出所:シュローダー社の情報をもとに委託会社作成

## グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの運用哲学

シュローダー社では、「サステナビリティ」とは、「企業の成長と利益の持続可能性」と考えています。

長期的な事業運営を行い、幅広いステークホルダー\*1に対する責任を有している企業のみが、サステナブル(長期的に持続可能)な企業成長と利益を生み出すことができると当戦略では考えています。

一方で、こうした特性は財務情報のみでの企業分析では捕捉できず企業価値が過小評価される傾向にあると考えられます。当戦略では財務情報に加え、サステナビリティの観点で評価を行うことで、企業価値を正しく評価することが可能になり、投資機会につながると考えています。

企業が相対的に高いサステナブルな成長と利益を維持するには

- ・長期的な視点での経営
- ・すべてのステークホルダーに対するインパクト\*2を重視した経営



\*1 ステークホルダーとは、環境、従業員、取引先、顧客、社会、株主、規制当局等、企業が経営するうえで影響を受けるすべての関係者をいいます。

\*2 事業や活動の結果として生じた社会的・環境的な変化や効果をいいます。

※上記は2023年8月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:シュローダー社の情報をもとに委託会社作成



# ファンドの目的・特色

## サステナビリティ評価フレームワーク

シュローダー社が独自に開発した、企業のサステナビリティを評価するフレームワークです。環境、従業員、取引先、顧客、社会、株主、規制当局などのステークホルダーとの関係が良好である企業は、持続的な成長を遂げることが可能であるという考えに基づいています。

このフレームワークでは4つの企業経営に関する要素とそれぞれに対応する細分化された重要なESG評価項目で構成されており、財務分析だけでは測れない、企業の定性面を重視した徹底的な分析を経て、個別銘柄ごとにスコアリングを行います。

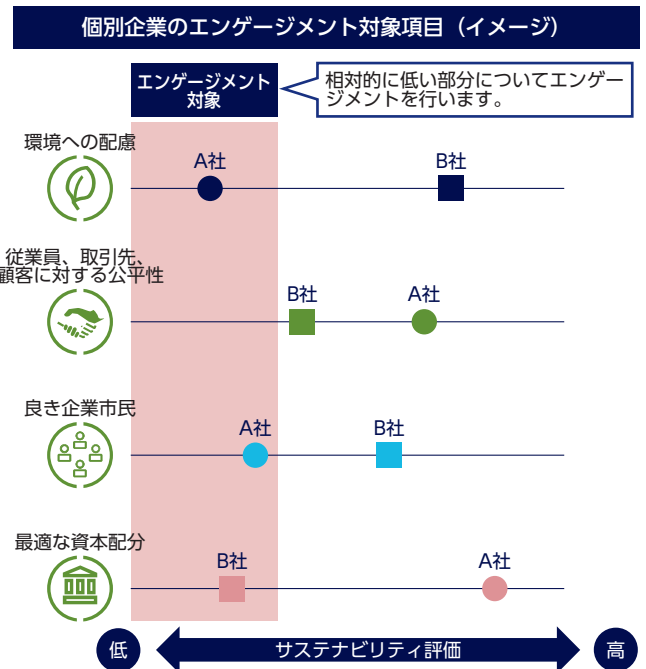
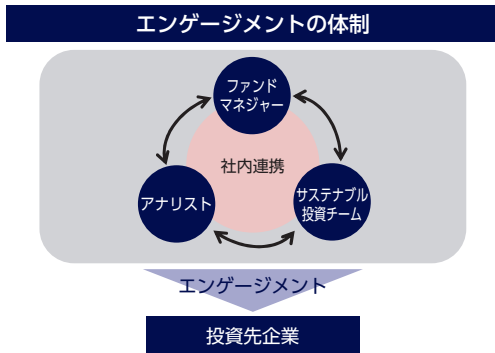
シュローダー社は長期投資家として、投資企業や投資対象候補となる企業を定期的に定性評価を行うことで、持続的な成長が期待できるサステナブルな銘柄の選定をめざします。

評価項目	製品	具体例
環境への配慮	製品 業務運営 取引先 法的リスク対応	企業は環境に配慮をした企業活動を行っているか。
従業員、取引先、顧客に対する公平性	従業員 取引先 顧客	企業は賃金の支払いや労働環境の改善に努めているか。取引先や顧客と良好な関係を構築しているか。
良き企業市民	税金 社会 企業倫理	企業は脱税等の不正を排除し、良き企業市民として政府や社会と良好な関係を構築しているか。
最適な資本配分	株主還元 透明性	企業はガバナンスを確立し、透明性のある企業運営を行い、株主の期待に応えているか。

※上記は2023年8月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。  
出所:シュローダー社の情報をもとに委託会社作成

## エンゲージメント

- エンゲージメントとは投資先企業の経営陣と企業が抱えている課題について建設的に議論を行い、改善を促す対話のことです。エンゲージメントを実践することで、サステナブルな企業の成長を促進することが期待できます。
- 当戦略ではサステナビリティ評価フレームワークを用いて、各投資対象企業において評価が低い分野について優先度を高くして重点的にエンゲージメントを行います。
- エンゲージメントはファンドマネジャー、アナリスト、サステナブル投資チームがそれぞれ独自に、またはグループ間で協働して実施します。長期投資家としての立場から、中長期的な問題解決を促していきます。



※上記は例示を目的としたものであり、特定のポートフォリオの分析ではありません。2023年8月末時点での情報であり、今後予告なく変更される場合があります。

出所:シュローダー社の情報をもとに委託会社作成



# ファンドの目的・特色

## シュローダー社のエンゲージメントおよびスチュワードシップに関する原則

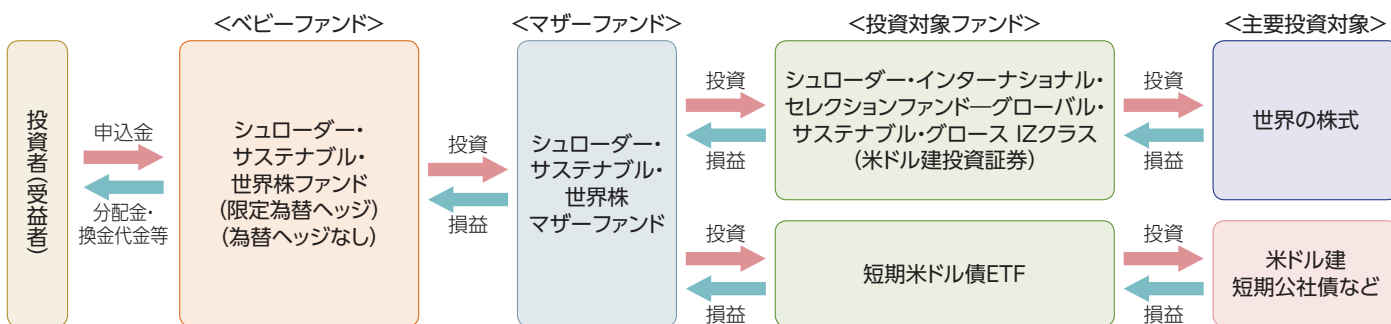
- シュローダー社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく「建設的な対話」(エンゲージメント)、積極的な議決権行使などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、投資リターンの拡大を図る責任を有すると考えています。
- 伝統的な財務分析に加え、企業が環境、社会、ガバナンス(ESG)に関するリスクにどの程度さらされているか、また、それをどのように管理しているか、を分析することは、適正な企業価値の理解、長期的に持続可能な利益を創出する能力の見極めという観点で非常に有益だと考えています。

## ■ファンドの仕組み

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※マザーファンドは投資信託証券を投資対象とする「ファンド・オブ・ファンズ方式」で運用を行います。



## ■主な投資制限

- ・投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引の直接利用は行いません。なお、グローバル・サステナブル・グロース・ファンドを通じて実質的に行うデリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・グローバル・サステナブル・グロース・ファンドを通じて実質的にまたは直接行う外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- ・1発行体等当たりの株式等、債券等およびデリバティブ等の信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

## ■分配方針

年1回の決算時(毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



# ファンドの目的・特色

## ■マザーファンドの概要

ファンド名	シュローダー・サステナブル・世界株マザーファンド
主要投資対象	投資信託証券
投資態度	<p>①主として、以下の投資信託証券に投資します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルクセンブルク籍外国投資法人 シュローダー・インターナショナル・セレクトフアンドーグローバル・サステナブル・グロース IZクラス米ドル建投資証券(以下「グローバル・サステナブル・グロース・ファンド」といいます。)</li> <li>・短期米ドル建債券等を主要投資対象とする上場投資信託証券(以下「短期米ドル債ETF」といいます。)</li> </ul> <p>②グローバル・サステナブル・グロース・ファンドは、銘柄選択にあたり、世界の株式*から独自の評価基準にもとづいてサステナビリティ評価の高い銘柄を選定し、収益の獲得をめざします。</p> <p>*DR(預託証券)もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</p> <p>③投資候補銘柄に対して独自のサステナビリティ評価基準を適用することによって、様々なステークホルダーの観点から事業モデルの長期的な継続性を評価し、サステナビリティの観点から優れた企業経営を実践している企業を厳選して投資します。</p> <p>④短期米ドル債ETFについては、規模、流動性、信用リスク、追従するベンチマーク指数の差異等を総合的に判断して、銘柄を決定します。</p> <p>⑤各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>⑥組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p>

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

## 追加的記載事項

### ■マザーファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクトフアンドーグローバル・サステナブル・グロース IZクラス
形態	ルクセンブルク籍外国投資法人/米ドル建投資証券
主要投資対象	投資運用会社がサステナブルな投資先と考える世界の株式および株式関連商品を主要投資対象とします。
投資態度	<p>①当ファンドはアクティブに運用しており、主として独自の持続可能性に関する基準を満たした世界の株式に投資を行うことで、長期的な値上り益を獲得することを目指します。当ファンドはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックスよりも高いサステナビリティスコアを維持することを目指します。</p> <p>②当ファンドは原則として独自の格付け基準に基づいた、優れたガバナンスを実践している企業に投資を行います。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一発行体によって発行される有価証券への投資は、原則として純資産総額の10%以内とします。</li> <li>・純資産総額の10%を超える借入れは行いません。</li> <li>・有価証券の空売りは行いません。</li> </ul>
分配方針	原則として、収益分配は行いません。
主要関係法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理会社:シュローダー・インベストメント・マネージメント(ヨーロッパ)エス・エイ</li> <li>・投資運用会社:シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド</li> <li>・副投資運用会社:シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク</li> <li>・管理事務代行会社兼保管銀行:J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店</li> </ul>
申込手数料	ありません。
信託報酬等	純資産総額に対して、年率0.71%程度(2022年実績値) ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。
その他費用	その他費用として、信託財産に関する租税、組入資産の売買時の売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用、資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。

※この投資信託証券は、投資対象市場の価格変動だけでなく、当該投資信託証券の売買によって生じる資金流入出が純資産価格に大きく影響を与えると判断される場合、既存投資家保護等の観点から純資産価格が調整されることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。





# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
また、投資信託は預貯金と異なります。

### 株価変動 リスク

**投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。**

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式市場や各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

また、各ファンドは、実質的に企業のESGへの取組みを考慮した投資を行うことから、投資対象が株式市場全体と比べて特定の銘柄や業種に偏ることがあり、このため基準価額の変動が株式市場全体の動向から乖離することや、株式市場が上昇する場合でも基準価額が下落する場合があります。

### 為替変動 リスク

#### 「限定為替ヘッジ」

**為替ヘッジを行っても、為替相場の変動による基準価額への影響を完全には排除できません。** 実質組入外貨建資産については、原則としてファンドにおいて米ドル売り/円買いの為替取引を行います。この為替取引によりマザーファンドを通じて実質的に投資するグローバル・サステナブル・グロース・ファンドおよび短期米ドル債ETFが保有する米ドル建資産の対円での為替変動リスクは軽減されますが、米ドル建て以外の資産については米ドルに対する為替変動リスクを負うこととなります。したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、為替ヘッジには、円の金利が米ドルの金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

#### 「為替ヘッジなし」

**為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。**

実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも基準価額が下落する可能性があります。

### 信用 リスク

**投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。各ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、信用格付けが格下げされた場合等には、株式の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

### 流動性 リスク

**投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。**

有価証券等を売却または取得する際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格が影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。



# 投資リスク

## カントリー リスク

**投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。**

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

## 特定の投資 信託証券に 投資する リスク

**組入れる投資信託証券の運用成果の影響を大きく受けます。**

各ファンドが実質的に組入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、各ファンドの運用成果に大きな影響をおよぼします。また、外国投資法人を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

## ESG情報・ 評価に 関連する 制約

**ESG情報や評価の入手・収集の制約は、運用に影響を及ぼす要因となる場合があります。**

各ファンドが実質的に組入れる投資信託証券で勘案するESG情報は、当該投資信託証券の運用会社が独自調査で入手した情報だけでなく、第三者のESG情報ベンダーによる情報や評価が含まれている場合があります。これらのESG情報は、企業開示や企業アンケート、取材等により入手・収集されますが、ESG情報ベンダーからの提供情報は、当該情報ベンダーの情報収集力により情報量が制限されることがあります。また、企業によって開示された情報やメディアによって報道される情報は、タイムリーに評価結果に反映されないことがあります。また、当該投資信託証券の運用会社および情報ベンダーによる評価基準の変更により、過去からの情報継続性が失われることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 各ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
  - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- 「限定為替ヘッジ」「為替ヘッジなし」の2つのファンド間でスイッチングを行うことができます。ただし、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



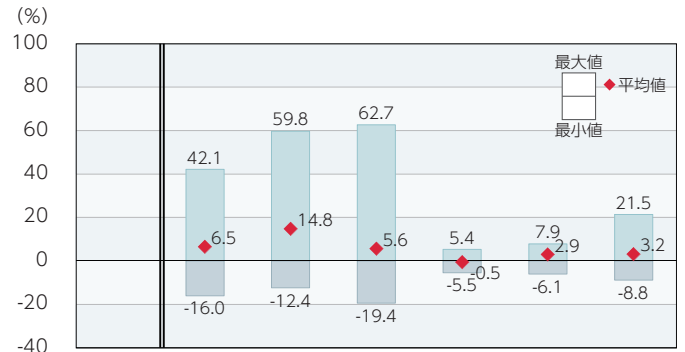
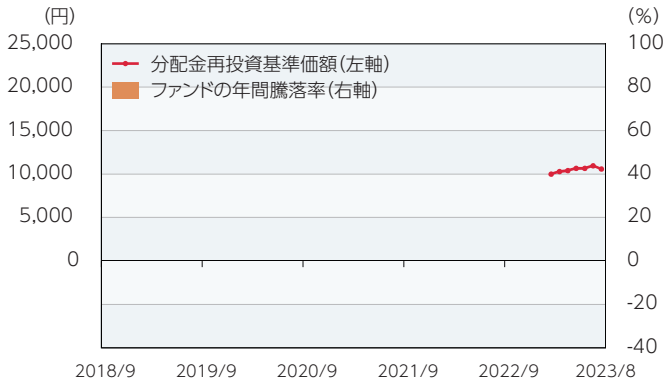
# 投資リスク

## <参考情報>

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

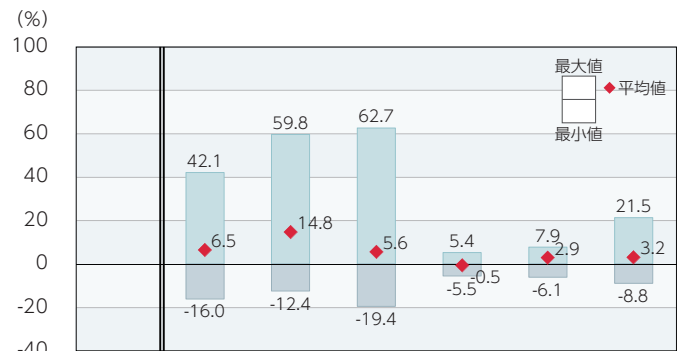
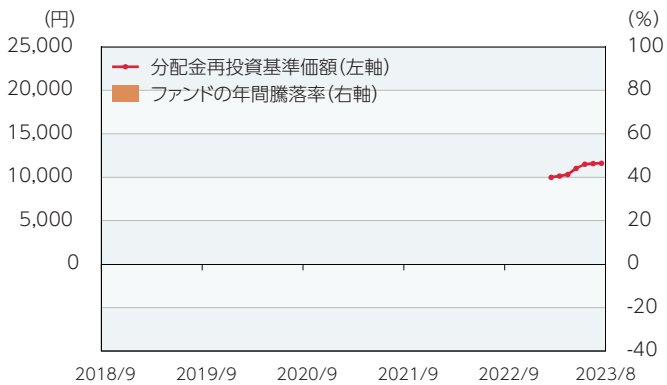
### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

#### 「限定為替ヘッジ」



ファンド: 2023年8月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。  
 代表的な資産クラス: 2018年9月～2023年8月

#### 「為替ヘッジなし」



ファンド: 2023年8月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。  
 代表的な資産クラス: 2018年9月～2023年8月

\*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

\*ファンドは2023年8月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

\*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

\*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、日本の株式市場を広く網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・デバースファイド(円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・デバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



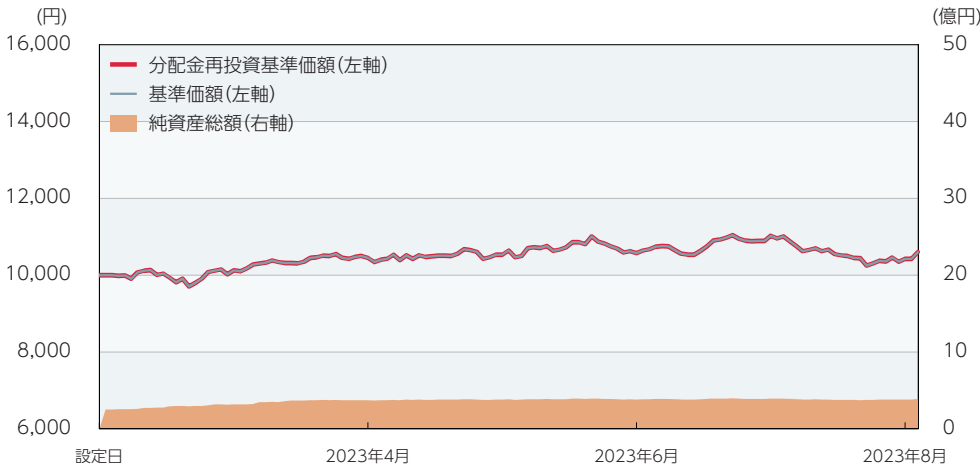
# 運用実績

データの基準日:2023年8月31日

## 基準価額・純資産の推移 〈2023年2月27日～2023年8月31日〉

## 分配の推移(税引前)

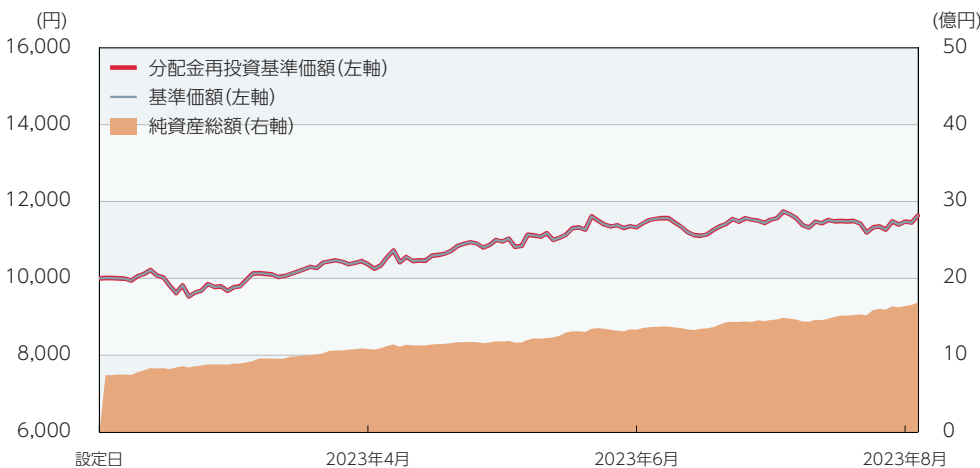
### 「限定為替ヘッジ」



### 「限定為替ヘッジ」

基準日現在、分配実績はありません。

### 「為替ヘッジなし」



### 「為替ヘッジなし」

基準日現在、分配実績はありません。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2023年2月27日)

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

### 「限定為替ヘッジ」

#### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	シュロージャー・サステナブル・世界株マザーファンド	100.14

### 「為替ヘッジなし」

#### ■組入銘柄

順位	銘柄名	比率(%)
1	シュロージャー・サステナブル・世界株マザーファンド	99.02

※比率(%)は、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 運用実績

データの基準日:2023年8月31日

## ■シュローダー・サステナブル・世界株マザーファンド

### 資産の状況

資産の種類	比率(%)
投資信託受益証券	0.10
内 アメリカ	0.10
投資証券	95.53
内 ルクセンブルグ	95.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4.37
合計(純資産総額)	100.00

### 組入銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクトションファンド グローバル・サステナブル・グロース IZクラス	投資証券	ルクセンブルグ	95.53
2	ISHARES SHORT TREASURY BOND ETF	投資信託受益証券	アメリカ	0.10

## ■グローバル・サステナブル・グロース・ファンド(2023年8月31日現在)

※シュローダー社のデータをもとに作成しております。

※比率(%)はグローバル・サステナブル・グロース・ファンドの純資産総額に対する割合です。

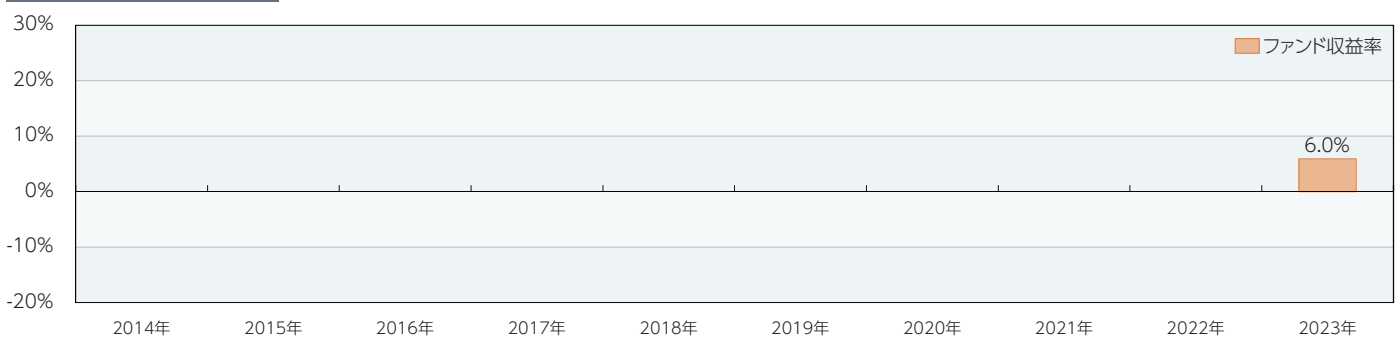
※国・地域はシュローダー社の基準、業種はGICS(世界産業分類基準)の基準に基づいています。

### 組入上位10銘柄

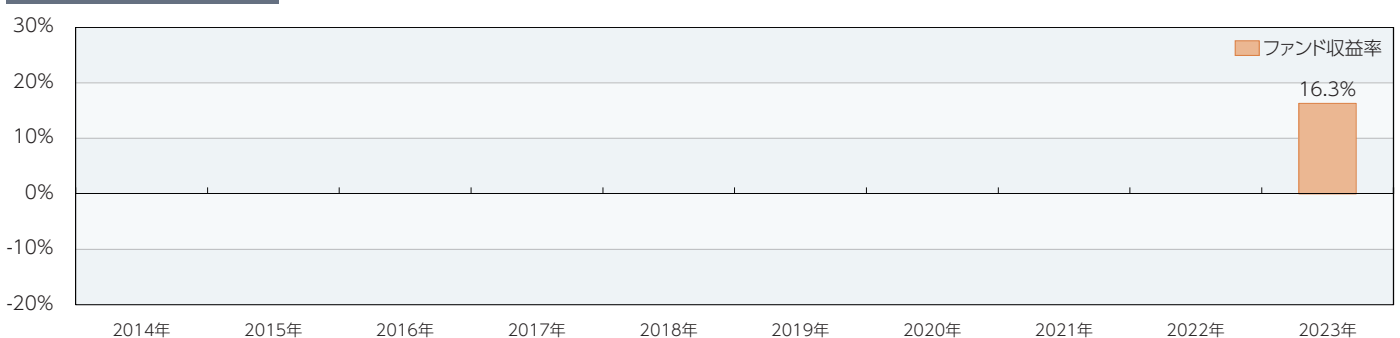
順位	銘柄名	国・地域	業種	比率(%)
1	マイクロソフト	米国	情報技術	7.0
2	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	5.6
3	アドビ	米国	情報技術	3.3
4	シュナイダーエレクトリック	フランス	資本財・サービス	3.2
5	レレックス	英国	資本財・サービス	3.0
6	ブッキング・ホールディングス	米国	一般消費財・サービス	3.0
7	日立製作所	日本	資本財・サービス	2.8
8	BBVA	スペイン	金融	2.8
9	マスターカード	米国	金融	2.7
10	バンズル	英国	資本財・サービス	2.7

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

### 「限定為替ヘッジ」



### 「為替ヘッジなし」



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2023年は設定日から基準日までの収益率を表示しています。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	当初申込期間:2023年2月6日から2023年2月24日まで 継続申込期間:2023年2月27日から2024年5月24日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・グッド・フライデー ・イースター・マンデー ・12月24日 ・12月25日 ・12月26日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	マザーファンドにおいて投資を行う投資信託証券の取得申込みの停止、マザーファンドにおいて投資を行った投資信託証券の換金停止、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2053年2月25日まで(2023年2月27日設定)
繰上償還	マザーファンドが投資対象とするグローバル・サステナブル・グロース・ファンドが存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 各ファンドが次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・各ファンドにおいて純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて1,500億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.am-one.co.jp/">https://www.am-one.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。



## 手続・手数料等

課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取り扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。各ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>※上記は2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。</p>
ス イ ッ チ ン グ	<p>「シュロージャー・サステナブル・世界株ファンド」を構成する2つのファンド間で、スイッチング(乗換え)を行うことができます。スイッチングの取扱いの有無は、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。</p> <p>※スイッチングの際には、換金時と同様に税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。</p>
そ の 他	<p>確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。</p>





# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入価額に、 <b>3.3%(税抜3.0%)</b> を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.133%(税抜1.03%)                      信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率                      ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.30%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.70%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役割	委託会社	年率0.30%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役割										
	委託会社	年率0.30%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.70%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
マザーファンドが投資対象とする外国投資法人	グローバル・サステナブル・グロース・ファンドの純資産総額に対して年率0.71%程度(2022年実績値) (注)ただし、上記料率には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記料率を上回る場合があります。												
実質的な負担	各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.843%(税抜1.740%)概算</b> ※上記はマザーファンドが投資対象とするグローバル・サステナブル・グロース・ファンドを高位に組み入れた状態を想定しています。												
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・信託事務の処理に要する諸費用</li> <li>・外国での資産の保管等に要する費用</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等</li> </ul> <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。                      ※マザーファンドが投資対象とするグローバル・サステナブル・グロース・ファンドにおいては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。                      ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
 ※マザーファンドが投資対象とする上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示していません。

### ■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(愛称:NISA(ニーサ))および未成年者少額投資非課税制度(愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ))をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<2024年1月1日以降>  
 少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。  
 ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。  
 ※上記は2023年8月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





